

建築基準法第43条第2項第1号の取り扱いについて

31足都建発第420号
令和元年6月3日建築室長決定

足立区は建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号について、次のとおり取り扱うものとする。

建築にあたっての敷地と道路との関係は、法第42条に基づく道路に2m以上接することを原則とし、法第43条第2項第1号は例外的に適用されるものである。

- 1 足立区は、法第43条第2項第1号を適用するに当たり、適格かつ効率的な運用を図るため、「建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準」に基づいて運用する。
- 2 「道」の法上の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - 一 法第28条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第20条第2項の規定においては、道を道路とみなす。
 - 二 法第52条第2項の規定の適用においては、道の幅員を道路の幅員とみなす。
 - 三 法第56条第1項第1号、第2項から第4項まで及び第7項の規定は、道を前面道路とみなして適用する。
 - 四 法第58条の規定は、道を前面道路とみなして適用する。
- 3 基準3の適用については、平成11年5月1日現に存在する道で、相当の期間建築物が建ち並び、一般の交通の用に供されているものを対象とする。
- 4 敷地面積の算定方法については、令第2条第1項と同様の取扱いとする。
- 5 建築物の外壁面から隣地境界線までの距離を50cm以上確保すること。
- 6 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準第2条(3)イの別に定めるものとは次の内容とする。足立区指定道路取扱基準（以下「指定基準」という。）第3章第1の1中「位置の指定又は指定の変更を申請する5号道路」とあるのは「道」と、同(3)中「指定道路」とあるのは「道」と、同(4)中「道路」とあるのは「道」と、同(5)中「指定道路」とあるのは「道」と読み替え、同(4)中のなお書き及び同(6)については適合対象外とする。

付 則

この取り扱いについては令和元年6月3日から施行する。